平成２１年（フ）第９０７０号
大阪府枚方市牧野本町２丁目８番20号
債務者　池田　雪子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０７２号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番11―101号
債務者　相賀　　博
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０８０号
大阪市生野区勝山北４丁目７番８号
債務者　中野　政夫
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０８１号
大阪市生野区勝山北４丁目７番８号
債務者　中野　京子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０８２号
大阪市福島区大開３丁目２番29号
債務者　山本　正龍
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０８３号
大阪府豊中市刀根山３丁目５番３号
債務者　奥野　健二
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０８５号
大阪府八尾市恩智北町２丁目69番地
債務者　澤田　幸代
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０８６号
大阪府門真市千石西町９番52―404号
債務者　嶋田　眞琴
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０８８号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目５番14号
債務者　浦川　直嗣
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３号
兵庫県尼崎市富松町３丁目20番30号、前住所兵庫県尼崎市富松町４丁目10番２号
債務者　鎌田　深雪
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３６号
兵庫県西宮市池開町５番18号　コンパクトメゾネット21―203号
債務者　吉本　恭介
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６４号
兵庫県尼崎市南清水37番11号
債務者　杉浦　祥之
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８９２号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目17番７号千原マンション303号
債務者　坂東　早苗
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４０号
高知市寿町６番２号　中井アパート
債務者　明坂　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８５号
高知県土佐市福田126番地
債務者　桑尾　利和
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９０号
高知市杉井流11番８号　セジュールオッツ105
債務者　大利　　芳
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０４号
高知市桟橋通２丁目９番30号
債務者　竹本　拡司
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高知地方裁判所破産係